



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 4 月 13 日 (月 曜 日) 第 704 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 5

頁

○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (福祉保健課) 5

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (") 5

○保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 5

○保安林の指定予定の通知 (6件) …………… (") 6

○保安林の指定実施要件の変更…………… (") 7

公 告

○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 7

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第28号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則 (平成18年宮崎県規則第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(医師等の開設する診療所及び助産所の開設の届出)</p> <p>第7条 法第8条の規定による届出は、診療所にあつては診療所開設届 (別記様式第8号)、助産所にあつては助産所開設届 (別記様式第9号) によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(医師等の開設する診療所及び助産所の開設の届出)</p> <p>第7条 法第8条第1項の規定による届出は、診療所にあつては診療所開設届 (別記様式第8号)、助産所にあつては助産所開設届 (別記様式第9号) によるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(オンライン診療受診施設の設置の届出)</u></p> <p>第7条の2 法第8条第2項の規定による届出は、<u>オンライン診療受診施設設置届 (別記様式第9号の2)</u> によるものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、<u>省令第5条の2に定めるもののほか、土地及び建物の登記事項証明書又は自動車検査証の写しを添付しなければならない。</u></p>
<p>(病院等の開設許可事項等の変更の届出)</p> <p>第8条 政令第4条第1項若しくは第3項又は第4条の2第2項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所) 開設許可 (届出) 事項変更届 (別記様式第10号)</u> によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(病院等の開設許可事項等の変更の届出)</p> <p>第8条 政令第4条第1項、第3項若しくは第4項又は第4条の2第2項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所・オンライン診療受診施設) 開設 (設置) 許可 (届出) 事項変更届 (別記様式第10号)</u> によるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(病院等の休止等の届出)</p> <p>第11条 法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所) 休止 (再開・廃止) 届 (別記様式第13号)</u> によるものとする。</p> <p>2 法第9条第2項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所) 開設者死亡 (失そう) 届 (別記様式第14号)</u> によるものとする。</p> <p>様式第7号 (第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>(病院等の休止等の届出)</p> <p>第11条 法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所・オンライン診療受診施設) 休止 (再開・廃止) 届 (別記様式第13号)</u> によるものとする。</p> <p>2 法第9条第2項の規定による届出は、<u>病院 (診療所・助産所・オンライン診療受診施設) 開設 (設置) 者死亡 (失踪) 届 (別記様式第14号)</u> によるものとする。</p> <p>様式第7号 (第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">助産所の 嘱託医師</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第 8 号（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり診療所を開設したので、医療法第 8 条の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">[略]</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">薬剤師が勤務する ときは、その氏名</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第 9 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり助産所を開設したので、医療法第 8 条の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p>	助産所の 嘱託医師	[略]	[略]	[略]	[略]	薬剤師が勤務する ときは、その氏名	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">助産所の 嘱託医師</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">病院又は診療所に ついては、オンラ イン診療の実施の 有無</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第 8 号（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり診療所を開設したので、医療法第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">[略]</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">薬剤師が勤務する ときは、その氏名</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">オンライン診療の 実施の有無</td> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>様式第 9 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり助産所を開設したので、医療法第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p>	助産所の 嘱託医師	[略]	病院又は診療所に ついては、オンラ イン診療の実施の 有無	[略]	[略]	[略]	[略]	薬剤師が勤務する ときは、その氏名	[略]	オンライン診療の 実施の有無	[略]	[略]
助産所の 嘱託医師	[略]																				
[略]																					
[略]	[略]																				
薬剤師が勤務する ときは、その氏名	[略]																				
[略]																					
助産所の 嘱託医師	[略]																				
病院又は診療所に ついては、オンラ イン診療の実施の 有無	[略]																				
[略]																					
[略]	[略]																				
薬剤師が勤務する ときは、その氏名	[略]																				
オンライン診療の 実施の有無	[略]																				
[略]																					

別記様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

宮崎県知事 殿

設置者 住所
氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		電話番号	
設 置 の 場 所			
敷地の面積及び平面図			
建物の構造概要及び平面図			
(法人の場合) 管理・運営責任者の 氏名・連絡先		電話番号	
設 置 年 月 日	年	月	日

添付書類

- 1 土地及び建物の登記事項証明書又は自動車検査証の写し
- 2 (法人の場合) 定款、寄付行為又は条例

注意事項

- 1 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載すること。
 - (1) 「設置の場所」の欄は、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する保健所に提出すること。
 - (2) 「敷地の面積及び平面図」の欄は、記載が不要であること。
 - (3) 「建物の構造概要及び平面図」の欄は、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。
- 2 土地、建物又は車両を賃借している場合には、賃貸借契約書等の写しを添付すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所）開設許可（届出）事項変更届</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者 住所</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり開設許可（届出）事項の一部を変更したので、医療法施行令第4条第1項（第4条第3項・第4条の2第2項）の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注意事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「変更を生じた事項」の欄は、医療法施行令第4条第1項若しくは第3項又は第4条の2第2項の規定により知事に届け出なければならない事項のうち、該当する事項を<u>記入</u>のこと。</p> <p>様式第13号（第11条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所）休止（再開・廃止）届</u></p> <p>[略]</p> <p>次のとおり病院（診療所・助産所）を休止（再開・廃止）したので、医療法第8条の2第2項（第9条第1項）の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">開 設 者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>届出者が開設者と異なる場合は、開設者と届出者との関係</td> <td></td> </tr> </table>	開 設 者	[略]	[略]		届出者が開設者と異なる場合は、開設者と届出者との関係		<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設（設置）許可（届出）事項変更届</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">開設（設置）者 住所</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり開設（設置）許可（届出）事項の一部を変更したので、医療法施行令第4条第1項（第4条第3項・第4条第4項・第4条の2第2項）の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注意事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「変更を生じた事項」の欄は、医療法施行令第4条第1項、<u>第3項若しくは第4項</u>又は第4条の2第2項の規定により知事に届け出なければならない事項のうち、該当する事項を<u>記入</u>すること。</p> <p>様式第13号（第11条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開・廃止）届</u></p> <p>[略]</p> <p>次のとおり病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）を休止（再開・廃止）したので、医療法第8条の2第2項（第9条第1項）の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">開 設 （ 設 置 ） 者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>届出者が開設（設置）者と異なる場合は、開設（設置）者と届出者との関係</td> <td></td> </tr> </table>	開 設 （ 設 置 ） 者	[略]	[略]		届出者が開設（設置）者と異なる場合は、開設（設置）者と届出者との関係	
開 設 者	[略]												
[略]													
届出者が開設者と異なる場合は、開設者と届出者との関係													
開 設 （ 設 置 ） 者	[略]												
[略]													
届出者が開設（設置）者と異なる場合は、開設（設置）者と届出者との関係													
<p>様式第14号（第11条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者との続柄</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり開設者が<u>死亡</u>したので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">開設者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>死亡（失そう宣告）年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付資料 死亡診断書又は戸籍謄本若しくは失そう宣告の写し</p>	開設者	[略]	[略]		死亡（失そう宣告）年月日	[略]	<p>様式第14号（第11条関係）</p> <p><u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設（設置）者死亡（失踪）届</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">開設（設置）者との続柄</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり開設（設置）者が<u>死亡</u>したので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">開設（設置）者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>死亡（失踪宣告）年月日</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付資料 死亡診断書又は戸籍謄本若しくは失踪宣告の写し</p>	開設（設置）者	[略]	[略]		死亡（失踪宣告）年月日	[略]
開設者	[略]												
[略]													
死亡（失そう宣告）年月日	[略]												
開設（設置）者	[略]												
[略]													
死亡（失踪宣告）年月日	[略]												

様式第29号 (第17条関係)

[略]

次のとおり診療用エックス線装置 (診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) を廃止したので、医療法施行規則第29条第1項 (第29条第3項) の規定により届け出ます。

[略]

注意事項 廃止した装置がエックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用粒子線照射装置にあっては製作者名、型式及び台数を、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器にあっては製作者名、型式、台数及び廃止時における放射線源の数量を、診療用放射線照射器具並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素にあっては器具・元素の種類、型式又は形状及び廃止時における放射線源の数量を記入すること。

様式第29号 (第17条関係)

[略]

次のとおり診療用エックス線装置 (診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) を廃止したので、医療法施行規則第29条第1項 (第29条第3項) の規定により届け出ます。

[略]

注意事項 廃止した装置がエックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用粒子線照射装置にあっては製作者名、型式及び台数を、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器にあっては製作者名、型式、台数及び廃止時における放射線源の数量を、診療用放射線照射器具並びに診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素にあっては器具・元素の種類、型式又は形状及び廃止時における放射線源の数量を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 329号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
在宅看護センター Reir Nichinan	日南市大字東弁分乙 7 25番 4	令和8年3月27日

宮崎県告示第 330号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人友愛会野尻中央病院 訪問看護ステーション 夢の杜	小林市野尻町東麓1170	令和8年4月1日

宮崎県告示第 331号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーション ケアふる	えびの市大字栗下 209 番地 5	令和8年4月30日

宮崎県告示第 332号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字石東5433-1、5433-2
- 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 333号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字恵奈幾藪5697・5698-1・5699・5700-1・5701・5704・5705・5707から5709まで・5710-1・5711・5712-1・5713・5714・5715-1・5716-1・5719・5728-8・5728-32（以上20筆について次の図に示す部分に限る。）、5696、5698-5、5700-3、5702、5703、5710-2、5715-2、5721から5723まで、5724-1、5724-2、5726-1、5728-1、5728-3から5728-5まで、5728-15、5728-16、5728-18、5728-21、5728-25、5728-29から5728-31まで、5728-33、5728-36、5728-38、5728-39、5728-63、5728-64、5736-1、5736-2、5738-1、5739-1、5743、5744-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字恵奈幾藪5707・5721（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 334号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市熊野江町 835-2、836-1、836-2、836-6、836-7、840-1、863-2
- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 335号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市宮長町 107-30、107-32、107-33
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 336号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町 706-64（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 337号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市夏尾町6622-18、6630-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

夏尾町6622-18・6630-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 338号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字郷ヶ水流1345、1349
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 339号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字南 10981 (次の図に示す部分に限る。)、10983-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 340号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村 (次のとおりとする。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市 (次のとおりとする。)

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県中部農林振興局及び東臼杵農林振興局並びに宮崎市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公**告**

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第1項の規定により

、小林東部第 1 地区県宮土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 8 年 4 月 13 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

3 縦覧場所

宮崎県ホームページ

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。